



# J-クレジット制度の概要と最新動向

令和4年3月

経済産業省 産業技術環境局 環境経済室

# <Outline>

1. **カーボンニュートラルを巡る動向とカーボンプライシング**
2. **J-クレジット制度の概要**
3. **GXリーグ基本構想**

# 1. カーボンニュートラルを巡る動向とカーボンプライシング

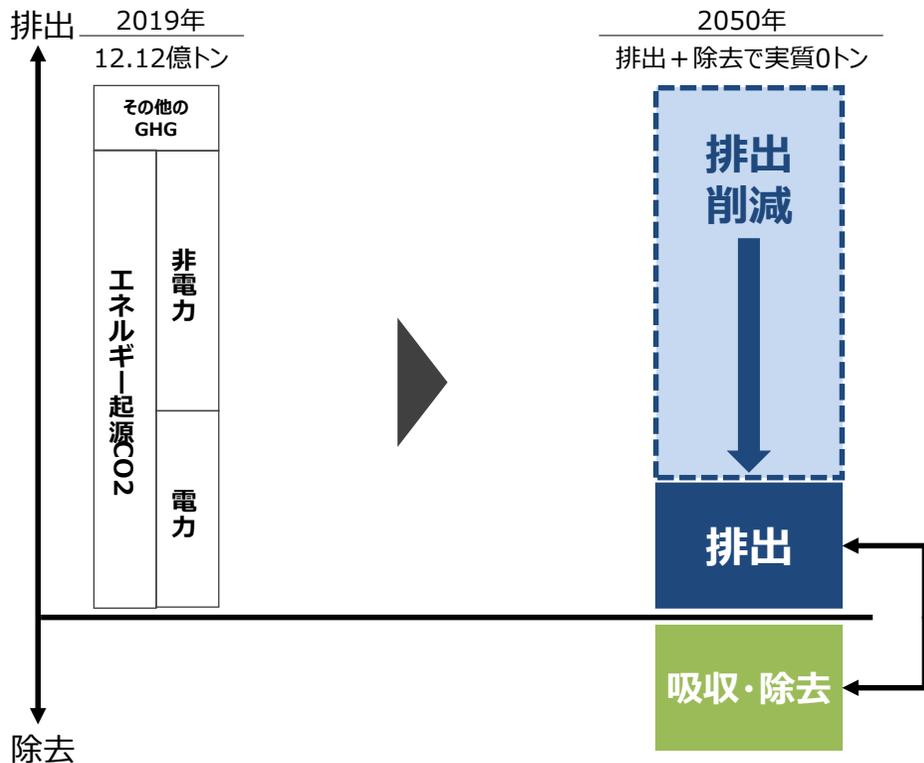
## 2. J-クレジット制度の概要

## 3. GXリーグ基本構想

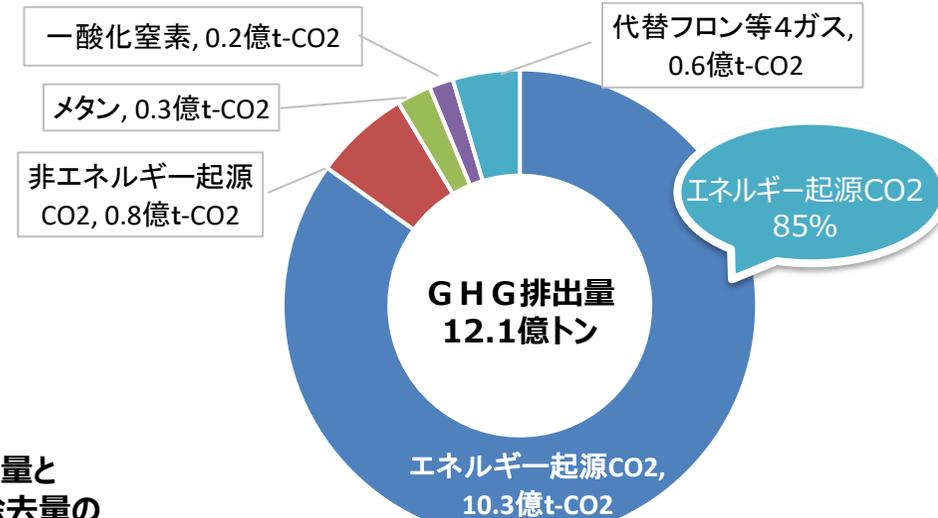
# カーボンニュートラルとは

- カーボンニュートラルとは、「**温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする**」こと。
  - ・ 「排出を全体としてゼロにする」とは、排出量から吸収量を差し引きゼロとなる。
  - ・ 「温室効果ガス」の対象は、CO<sub>2</sub>だけでなく、メタンなど全ての温室効果ガス。

日本のGHG排出量



日本のGHG排出量（2019）



※ CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスはCO<sub>2</sub>換算した数値

(出所) GIO「日本の温室効果ガス排出量データ」より作成

排出量と  
吸収・除去量の  
差し引きゼロ  
= 全体としてゼロ

# カーボンニュートラル（CN）を巡る動向

- 世界で150以上の国家、グローバル企業などが続々とカーボンニュートラルを表明する中、企業・産業界・国のそれぞれのレベルで、脱炭素社会に向けた大競争時代に入。気候変動対策と統合的なビジネス戦略・国家戦略が、国際競争力の前提条件になりつつある。

## 事業活動における脱炭素化

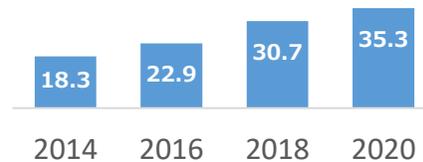
海外に加え、日本でもサプライチェーン全体での脱炭素化を目指す動きが見られる

		目標年	
海外	Microsoft (IT)	2030	カーボンニュートラル
	Apple (IT)	2030	
国内	武田薬品工業 (製薬)	2040	
	リコー (エレクトロニクス)	2050	
	キリン (食料品)	2050	

## 投資家の動向

世界的にESG投資（2020年：3500兆円）が伸びる中、日本でも環境ファイナンスが拡大

### <世界全体のESG投資額推移（兆USD）>



### <サステナブルファイナンス目標（うち環境関連）>

	目標金額	目標年度
3メガバンク	30兆円	2029～2030

(出典) GSIA "Global Sustainable Investment Review" 各社プレスリリース

## 企業価値評価への導入

企業価値評価において、脱炭素の水準を考慮する動きが見られる

### <TCFD>

提言書の中で、インターナル・カーボンプライシングの設定を推奨。

### <CDP>

国際的なイニシアチブであるCDPは、企業への気候変動の質問書におけるカテゴリーの1つとして、カーボンプライシングを設定し、気候変動の取組を評価。

## 企業

CSRの一環で環境活動を実施

ESGやSDGsなど  
経営課題として対応

## 産業界

自社内で低炭素化へ取組

サプライチェーン全体で  
脱炭素化へ取組

## 国

環境対応コストが低い方が  
立地競争上優位

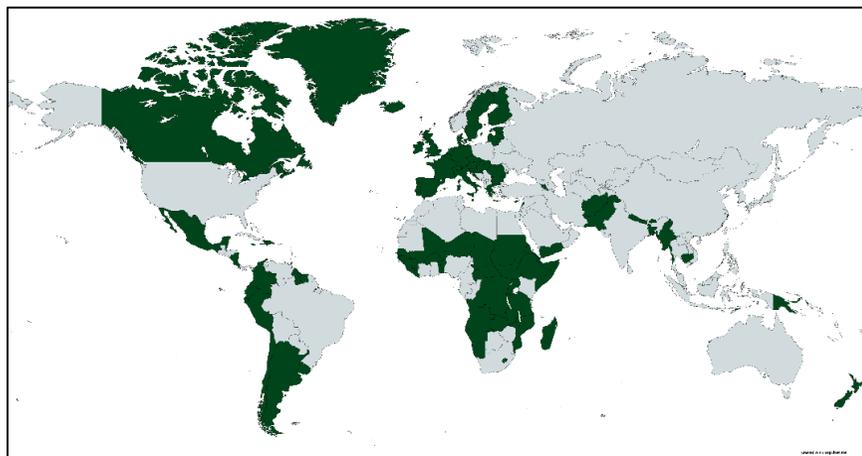
環境対応への遅れが  
立地競争上不利に

# カーボンニュートラル目標を巡る国際動向

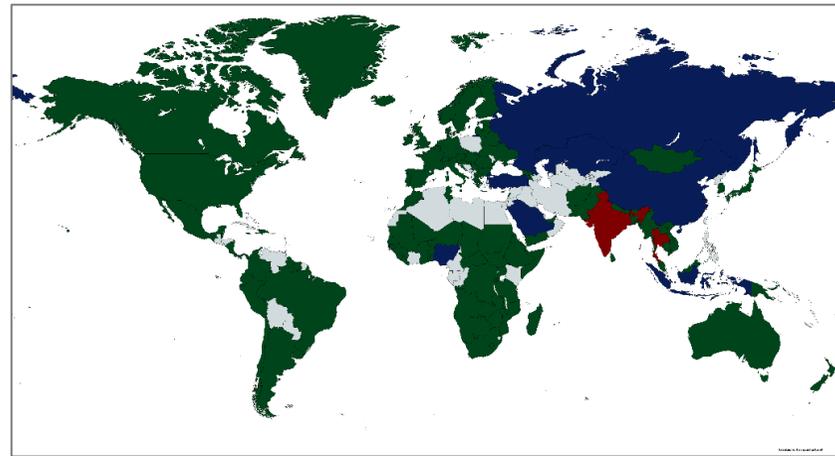
- COP25終了時点(2019年12月)では、121ヶ国が2050年までのカーボンニュートラルを表明していたが、EU以外は小国であった。※世界全体のCO2排出量に占める割合は17.9%。G7では、EU・加のみ。
- その後、COP26に向けて野心向上の機運が高まり、中・日・米等が次々とカーボンニュートラル目標を表明し、**COP26時点(2021年11月)では、150ヶ国以上（G20の全ての国）が年限付きのカーボンニュートラル目標を掲げている。**

## 年限付きのカーボンニュートラルを表明した国・地域

**COP25終了時点（2019年12月）：121ヶ国**  
※世界全体のCO2排出量に占める割合は**17.9%**



**COP26終了時点（2021年11月）：150ヶ国以上**  
※世界全体のCO2排出量に占める割合は**88.2%**



2050年までのCN：144ヶ国（42.2%）  
2060年までのCN：152ヶ国（80.6%）  
2070年までのCN：154ヶ国（88.2%）

■ 2050年までのカーボンニュートラル表明国、 ■ 2060年までのカーボンニュートラル表明国、 ■ 2070年までのカーボンニュートラル表明国

1) ①Climate Ambition Allianceへの参加国、②国連への長期戦略の提出による2050年CN表明国、2021年4月の気候サミット・COP26等における2050年CN表明国等をカウントし、経済産業省作成（2021年11月9日時点）  
2) CO2排出量は、IEA（2020）、CO2 Emissions from Fuel Combustion を基にカウントし、エネルギー起源CO2のみ対象。

# COP26に向けての改定・決定（地球温暖化対策計画等）

**「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標※等の実現に向け、関連の政府計画を改定。**

※我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

## 1. 地球温暖化対策計画

（現行計画：2016年5月閣議決定）

- 地球温暖化対策推進法に基づく、2030年に向けた総合計画
- 我が国全体の温室効果ガス削減目標を部門別に決定  
（エネルギー起源CO<sub>2</sub>については、エネルギーミックスに基づき決定）
- 削減目標実現のための対策を明記

## 2. エネルギー基本計画

（現行計画：2018年7月閣議決定）

- エネルギー政策基本法に基づくエネルギー政策の基本方針  
（2030年度におけるエネルギー需給の見通しなど）

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO <sub>2</sub> )	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	12.35	6.77	▲45%	▲25%
産業部門	4.63	2.89	▲38%	▲7%
業務その他部門	2.38	1.16	▲51%	▲40%
家庭部門	2.08	0.70	▲66%	▲39%
運輸部門	2.24	1.46	▲35%	▲27%
エネルギー転換部門	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O	1.33	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）	0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度（JCM）	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

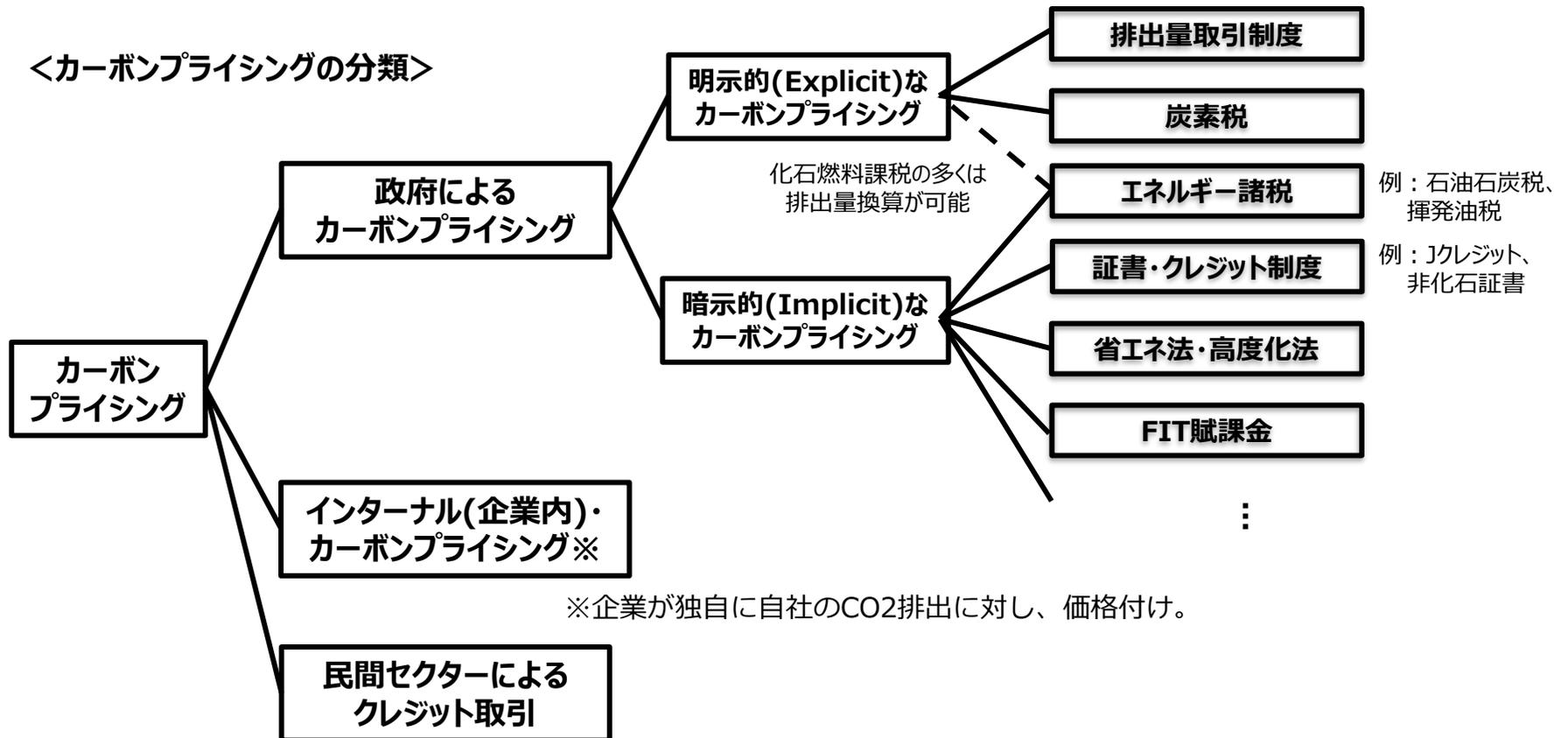
### 《新たな2030年度電源構成》

	（従来目標）
再エネ	22~24%
水素・アンモニア	0%
原子力	20~22%
LNG	27%
石炭	26%
石油	3%

2030年削減目標等をパリ協定に基づく「NDC」（国が決定する貢献）として国連に提出

# カーボンプライシングとは

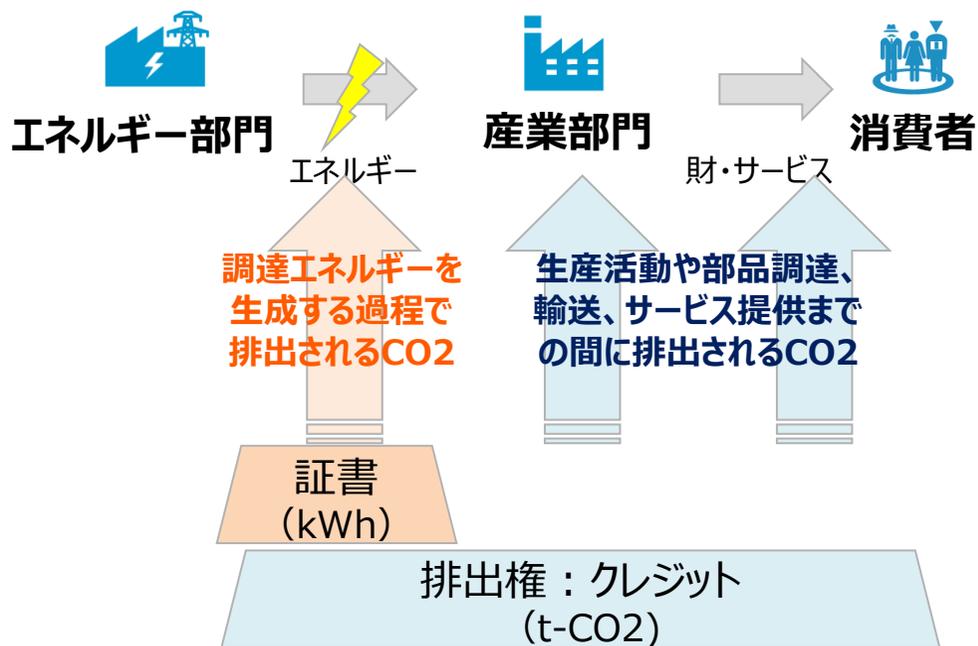
- 「カーボンプライシング」とは、炭素排出に価格を付け、排出者の行動を変容させる政策手法。
- 「炭素税」や排出量の上限規制を行う「排出量取引」だけでなく、FIT賦課金など、様々な手法が存在。



# クレジットとは

- 「クレジット」取引とは、CO2削減に価値を付けて、市場ベースでやり取りをするもの。他方、この言葉が意味するものは様々。
- 国の制度と紐付くものと民間のもの（ボランタリークレジット）が存在。その上で、調達電源の属性を示す「証書」（kWh単位）と、調達電源以外も含め、CO2削減価値を示す「排出権＝クレジット」に分類される。（再エネ需要に対して直接的な供給が限られる日本では、Jクレジット制度の中で再エネ由来のクレジットへのニーズも高い状況）
- クレジットについては、排出総量に規制を課し、総量に対する過不足について、削減分の取引を認める、「キャップ＆トレード型」と、設備投資等の削減取組がなかった場合との差分を認証する「ベースラインクレジット」が存在。

## 事業活動とクレジット/証書の関係



## クレジット/証書の例と取引規模

類型	国内		海外	
	政府関係	民間	政府関係	民間
排出権 クレジット	総量削減義務/ 排出量取引制度 (東京/埼玉)	-	EU-ETS	CCX (現在は廃止)
	0.03億t-CO2	-	(オークション) 約10億t-CO2 (先物取引) 約30億t-CO2	約0.7億t-CO2 (2008年)
ベースライン型	Jクレジット	-	豪州基金制度	VCS
	0.01億t-CO2 (2020年度)	-	約0.4億t-CO2	約0.4億t-CO2
証書 (※)	非化石証書	グリーン 電力証書	RECs (米)	I-REC
	約4.4億kWh (2019年度)	約3.5億kWh (2019年度)	約687億kWh (2019年)	約160億kWh (2019年6月~ 2020年5月)

※国内は取引量、海外は償却量。 8

# カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用のための環境整備に関する検討会について

## はじめに（本日の検討会の趣旨）

- 本年2月に設置された「世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会」（以下「研究会」という。）においては、「成長に資するカーボンプライシング」とは、いかなる制度設計が考えられるか、炭素税や排出量取引制度のみならず、国境調整措置やクレジット取引等といった選択肢も含めて、幅広く議論を行った。
- 8月に取りまとめられた研究会の中間整理においては、足下の企業ニーズの高まりや、カーボン・クレジットの活用意義を踏まえ、「自主的なものも含めたクレジット取引」について、質を確保しつつ、量を拡大することが必要であると位置づけた上で、政策対応の方向性として「カーボン・クレジットの位置づけの明確化」と「カーボン・クレジット市場の創設」を示した。
  - ※ また、6月に閣議決定した骨太の方針等においても、「我が国における炭素削減価値が取引できる市場（クレジット市場）の厚みが増すような具体策」を講じるとしている。
- 本検討会においては、これらの方向性を踏まえ、「カーボン・クレジットの位置づけの明確化」と「カーボン・クレジット市場の創設」の具体化について、どのような方向性で進めるべきか御議論いただきたい。

## カーボン・クレジットに係る課題に対応する論点

- カーボン・クレジットに係る課題については、それぞれ下記の通り、**対応する論点を整理**できる。

### 【取引活性化に向けた課題例】

#### クレジット 需要

- クレジット活用の方法が十分に整理されていない。
- 何を調達すればよいか判断しがたい。

#### クレジット 供給

- 将来インベントリに反映されうる取組であっても、クレジット創出という形での推進が出来ない。
- 日常生活での低炭素活動を、クレジット創出につなげる素地がない。

#### クレジット 流通

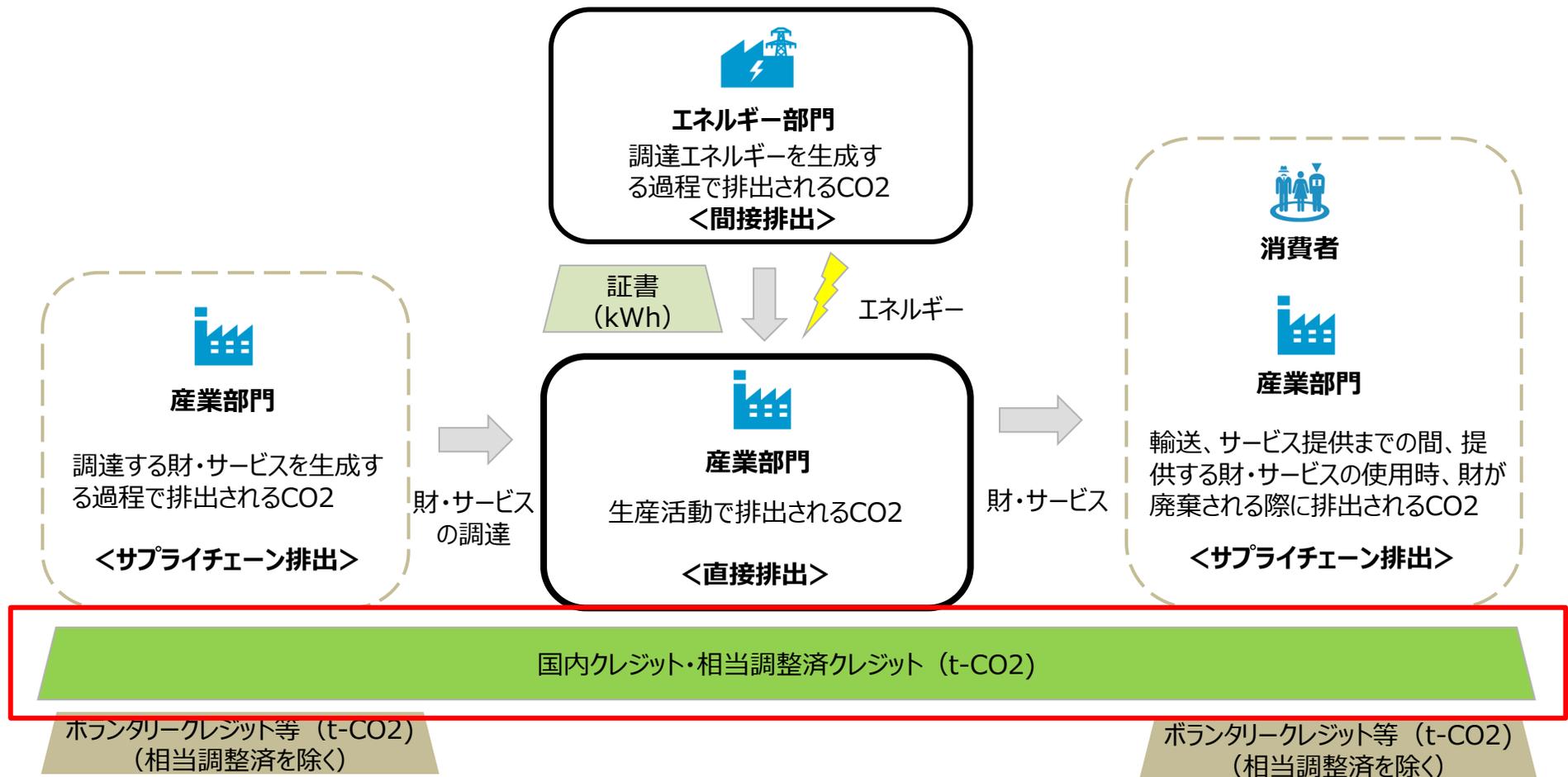
- 相対取引が主であり、明示的カーボンプライスとして十分に機能していない。

### 【論点】

- 論点①：自らの削減との関係の整理
- 論点②：クレジットの種類と性質の整理
- 論点③：国内各種制度での取り扱い
- 論点④：クレジット活用の価値訴求
- 論点⑤：新技術、行動変容の促進
- 論点⑥：カーボン・クレジット市場の基本設計

# 【参考】クレジット種別毎の活用範囲のイメージ

- 下記の図の通り、「国内クレジット・相当調整済クレジット」については、国全体の排出量削減という観点から、企業の直接排出・間接排出・サプライチェーン排出に活用され、「ボランタリークレジット等（相当調整済を除く）」については、サプライチェーン排出に活用されることが望ましいのではないかと。（ 証書については、間接排出に活用可能。）



## 今後の検討の進め方

- 業種別意見ヒアリングを踏まえ、今後の本検討会における検討は、下記の通りのスケジュール案とする。

### 2021年12月8日（水） 第一回検討会

テーマ： 産業界での活用状況、国際的な議論動向の紹介  
「論点と検討の方向性」の提示

### 2022年1～2月 事務局による業種別意見ヒアリング

エネルギー・取引所・金融・商社・航空・国内独自取組事業者等に実施

#### 【スケジュール】

### 2022年2月14日（月） 第二回検討会（本日）

テーマ： 業種別意見ヒアリングの振り返り、「レポート骨子案」の提示

### 2022年3月中～下旬 第三回検討会

テーマ： 「カーボン・クレジット・レポート案」の提示

#### レポート案についての意見募集

### 2022年5～6月頃 第四回検討会

テーマ： 「カーボン・クレジット・レポート案」への意見募集を踏まえた内容の検討

#### レポート公表

# 【参考】政府文書におけるカーボンプライシングに関する記載

## ＜成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）（抄）＞

### 第3章グリーン分野の成長

#### 2. カーボンプライシング

カーボンプライシングなどの市場メカニズムを用いる経済的手法は、産業の競争力強化やイノベーション、投資促進につながるよう、成長に資するものについて躊躇なく取り組む。

国際的に、民間主導でのクレジット売買市場の拡大の動きが加速化していることも踏まえて、我が国における炭素削減価値が取引できる市場（クレジット市場）の厚みが増すような具体策を講じて、気候変動対策を先駆的に行う企業のニーズに早急に答えていく。

具体的には、足下で、Jクレジットや非化石証書などの炭素削減価値を有するクレジットに対する企業ニーズが高まっている情勢に鑑み、まずは、これらのクレジットに係る既存制度を見直し、自主的かつ市場ベースでのカーボンプライシングを促進する。

その上で、炭素税や排出量取引については、負担の在り方にも考慮しつつ、プライシングと財源効果両面で投資の促進につながり、成長に資する制度設計ができるかどうか、専門的・技術的な議論を進める。その際、現下の経済情勢や代替手段の有無等、国際的な動向や我が国の事情、先行する自治体の取組、産業の国際競争力への影響等を踏まえるものとする。

加えて、我が国は、自由貿易の旗手としての指導力を存分に発揮しつつ、これと温暖化対策を両立する公正な国際ルールづくりを主導する。その際、炭素国境調整措置に関する我が国としての基本的考え方を整理した上で、EU等の議論の動向にも注視し、戦略的に対応する。

## ＜経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）（抄）＞

### 第2章次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

#### 1. グリーン社会の実現

##### （3）成長に資するカーボンプライシングの活用

市場メカニズムを用いる経済的手法（カーボンプライシング等）は、産業の競争力強化やイノベーション、投資促進につながるよう、成長戦略に資するものについて、躊躇なく取り組む。

クレジット取引については、企業ニーズの高まりを踏まえ、非化石証書やJクレジットに係る既存制度を見直し、自主的かつ市場ベースでのカーボンプライシングを促進する。その上で、炭素税や排出量取引については、負担の在り方にも考慮しつつ、プライシングと財源効果両面で投資の促進につながり、成長に資する制度設計ができるかどうか、専門的・技術的な議論を進める。国境調整措置については、我が国の基本的考え方を整理した上で、戦略的に対応する。

# 1. カーボンニュートラルを巡る動向とカーボンプライシング

## 2. J-クレジット制度の概要

- ① クレジットの創出
- ② クレジットの売買
- ③ クレジットの活用（使用）
- ④ クレジットの活性化
- ⑤ 方法論AG-004「バイオ炭の農地施用」

## 3. GXリーグ基本構想

# J-クレジット制度とは

- 省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度。経済産業省・環境省・農林水産省が運営。
- 中小企業等の省エネ・低炭素投資等を促進するとともに、クレジットの活用により国内の資金循環を生み出すことで、経済と環境の好循環を促進する。



## クレジット認証の考え方



## ベースライン アンド クレジット

ベースライン排出量(対策を実施しなかった場合の想定CO<sub>2</sub>排出量)とプロジェクト実施後排出量との差である排出削減量を「J-クレジット」として認証

# J-クレジット制度参加者のメリット

## プロジェクト実施者 (クレジット創出者)

- ① 省エネルギー対策の実施によるランニングコストの低減効果
- ② クレジット売却益
- ③ 地球温暖化対策への積極的な取組みに対するPR効果
- ④ J-クレジット制度に関わる企業や自治体との関係強化

※クレジット創出者は、創出されたJ-クレジットを他者に売却・譲渡した場合、CO2削減価値を言及できなくなる。(クレジット活用者とのCO2削減価値の二重主張を回避するため)

## クレジット活用者

- ① 温対法の調整後温室効果ガス排出量の報告
- ② 省エネ法の共同省エネルギー事業の報告
- ③ カーボン・オフセット、CSR活動(環境・地域貢献)等
- ④ CDP質問書及びRE100達成のための報告(再エネ電力由来のクレジットに限る)
- ⑤ SHIFT・ASSET事業の削減目標達成への利用
- ⑥ 経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成

# 地球温暖化対策計画でのJ-クレジット制度の位置づけ

- 地球温暖化対策計画（日本の約束草案実現に向けた削減計画、令和3年10月22日閣議決定）では、J-クレジット制度を「分野横断的な施策」と位置づけ。
- あわせて、カーボン・オフセットの推進を「脱炭素型ライフスタイルへの転換」として位置づけ。

## 第3章 目標達成のための対策・施策

### 第2節 地球温暖化対策・施策

#### 2. 分野横断的な施策

##### (1) 目標達成のための分野横断的な施策

##### (a) J-クレジット制度の活性化

J-クレジット制度は、信頼性・質の高いクレジット制度として認知されており、2050年カーボンニュートラルの実現を目指す上でも必要な制度である。2030年度以降も活用可能な制度として継続性を確保するとともに、今後も、国内の多様な主体による省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの活用等による排出削減対策及び適切な森林管理による吸収源対策を引き続き積極的に推進していくため、カーボン・オフセットや財・サービスの高付加価値化等に活用できるクレジットを認証するJ-クレジット制度の更なる活性化を図る。

具体的には、カーボンニュートラルの実現に向けて、ますますその重要性が高まっている炭素除去・吸収系のクレジットの創出を促進するため、森林の所有者や管理主体への制度活用の働きかけやモニタリング簡素化等の見直しを進め、森林経営活動等を通じた森林由来のクレジット創出拡大を図る。



次ページに続く

【出典】地球温暖化対策計画

# 地球温暖化対策計画でのJ-クレジット制度の位置づけ

また、個人や中小企業等の省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入に伴い生じる環境価値のクレジット化を進めるため、国等の補助事業の更なる活用や、省エネルギー機器等を導入する様々な中小企業や個人の温室効果ガス削減活動を省エネルギー機器メーカー・リース会社・商社等が主体となって一つのプロジェクトとして取りまとめることを促進する。さらに、水素・アンモニア・CCUS等新たな技術によるクレジット創出の検討等を通じ、質を確保しながら供給を拡大する。こうした供給面の拡大と併せて、企業、政府、地方公共団体でのオフセットでの活用による需要拡大を行う。具体的には、国際航空業界のオフセットスキーム（CORSA）での活用を検討するとともに、ゼロカーボンシティや「地域循環共生圏」の実現を目指す地方公共団体と連携し、需要を拡大する。あわせて、技術や事業環境の進展等を踏まえ、方法論の改訂や新規策定等、制度の信頼性を維持した範囲での認証対象の見直しを進めるとともに、利便性確保のためのデジタル化推進、非化石証書等の他の類似制度との連携、制度の周知活動強化等の制度環境整備の検討を進める。さらに、炭素削減価値に着目した市場ベースでの自主的な取引の活性化に向けた枠組みを検討する。

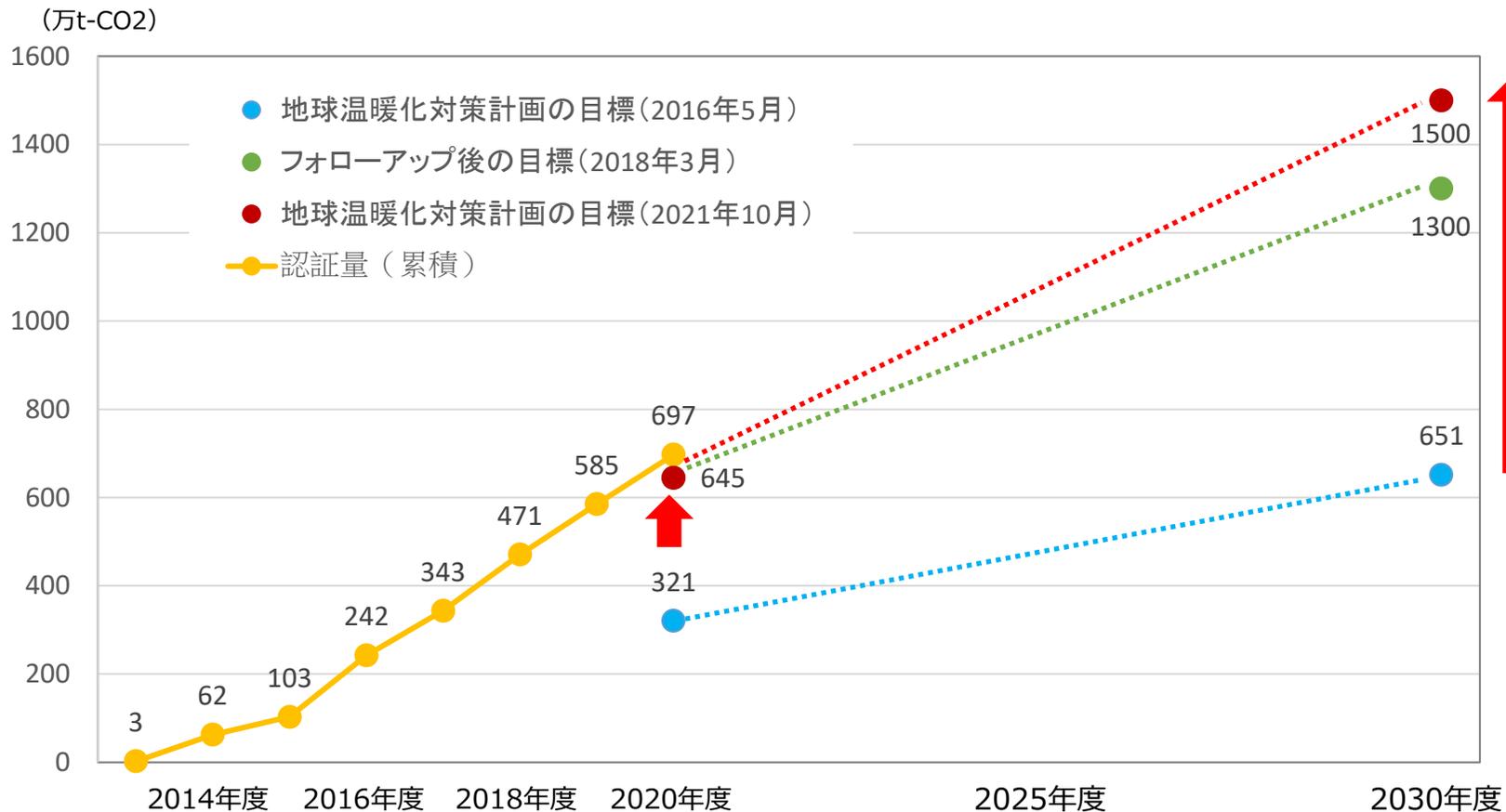
## 第6節 脱炭素型ライフスタイルへの転換（抜粋）

J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの取組を推進するとともに、カーボン・オフセットされた製品・サービスの社会への普及を図る。

【出典】地球温暖化対策計画

# 地球温暖化対策計画の達成状況

- 地球温暖化対策計画において、J-クレジットの認証量に関する目標を設定。同計画フォローアップ（2018年3月）において、目標を引き上げたが、2020年度の認証量は目標を上回った。
- そのため、2030年度の目標については更なる引き上げの検討を行い、今年度10月22日に閣議決定された地球温暖化対策計画において、1500万t-CO<sub>2</sub>とした。



# 1. カーボンニュートラルを巡る動向とカーボンプライシング

## 2. J-クレジット制度の概要

- ① クレジットの創出
- ② クレジットの売買
- ③ クレジットの活用（使用）
- ④ クレジットの活性化
- ⑤ 方法論AG-004「バイオ炭の農地施用」

## 3. GXリーグ基本構想

# クレジットを創るには

- 様々な排出削減・吸収事業が対象であり、誰でもJ-クレジット創出者になることができる。
- 多様な事業者が様々な排出削減・吸収事業を登録済み。
  - ・ 「J-クレジット制度の統計資料」にて各種データと共に整理。

## 参加事業者の制限なし

大企業、中小企業、地方自治体、地域コミュニティ、・・・

## 温室効果ガス排出削減を 既に実施済みでもOK

申請日から遡って2年前以降に実施されたものが対象

## 設備導入（新規/更新）のために国または 地方自治体から補助金を受けていてもOK

設備導入の際に他の補助金を受けていても対象  
(但し、環境省の補助金は除く)

## 様々な設備（新規/更新）や事業が対象

分類	対象となる設備や事業 (一部抜粋)
省エネルギー	ボイラー
	照明設備
	空調設備
	ヒートポンプ
	コージェネレーション
	工業炉
再生可能 エネルギー	木質バイオマス
	太陽光発電
	バイオ液体燃料
廃棄物	食品廃棄物等の堆肥化
森林吸収	森林経営活動

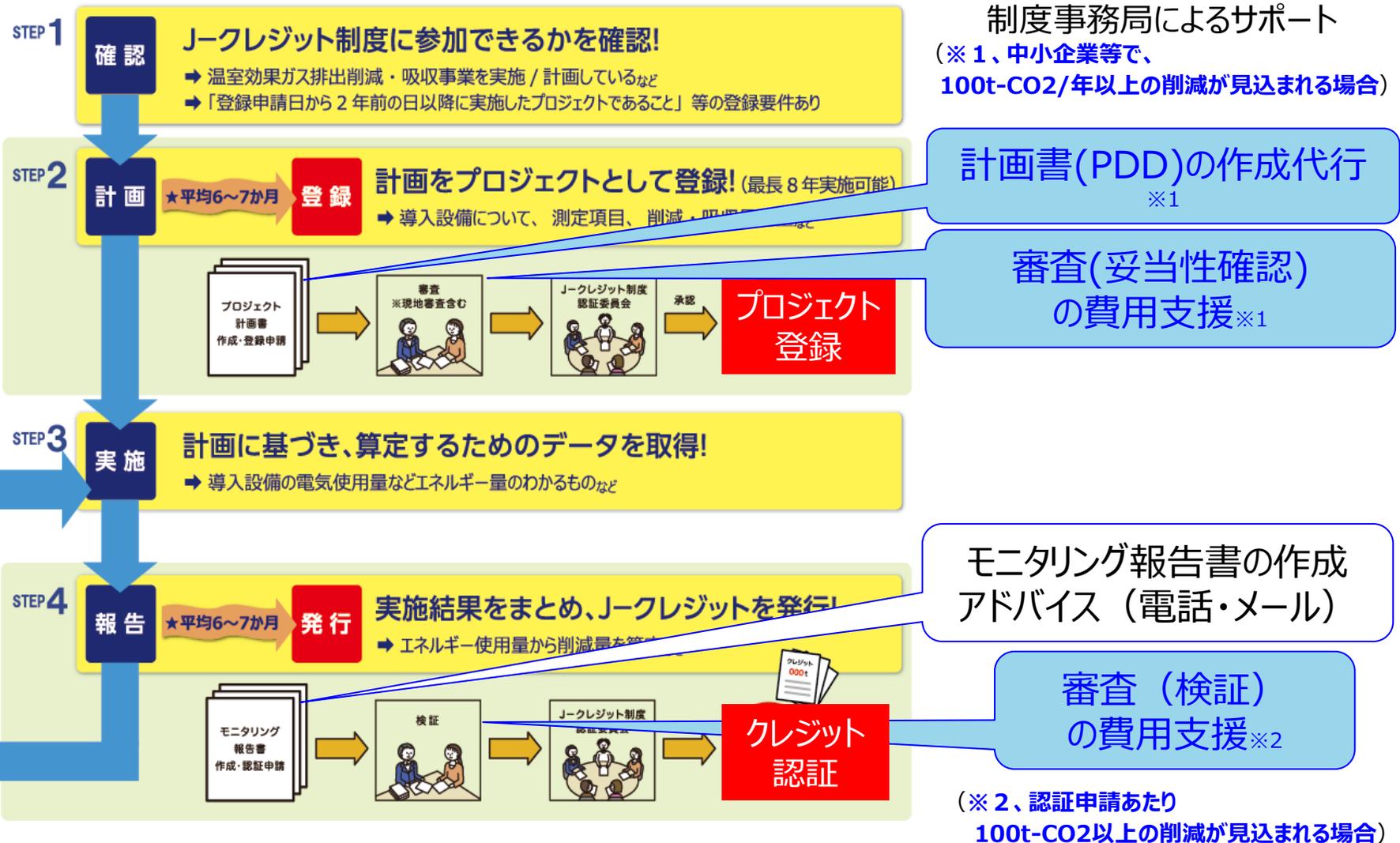
# プロジェクトの形態について

- プロジェクトの登録形態は「通常型」と「プログラム型」に分かれる。
- 「プログラム型」は削減活動を随時追加することが可能である。

登録形態	説明	想定されるプロジェクト登録者
通常型	<p>基本的には1つの工場・事業所等における削減活動を1つのプロジェクトとして登録する形態。 (複数の工場・事業所をまとめて1つの通常型とすることも可能であるが、登録後、新たに工場・事業所等を追加することは、原則不可)</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 工場や事業所等にて設備更新をする企業・自治体等</li></ul>
プログラム型	<p>家庭の屋根に太陽光発電設備を導入など、<b>複数の削減活動を取りまとめ</b>1つのプロジェクトとして登録する形態。 以下のようなメリットがある。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 単独ではプロジェクト登録が非現実的な小規模な削減活動から、J-クレジットを創出することが可能。</li><li>② 登録後も、削減活動を随時追加することで、プロジェクトの規模を拡大することが可能。</li><li>③ 登録や審査等にかかる手続・コストを削減することが可能。</li></ol>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 燃料供給会社</li><li>● 商店街組合/農協</li><li>● 設備販売/施工会社</li><li>● 補助金交付主体（自治体等）</li></ul>

# クレジット創出の流れと各種サポート

- クレジット創出の際には、制度事務局による様々なサポート（書類作成や費用支援など）あり



# 【参考】国・事務局による手続支援について

- 支援対象者・支援条件を満たすことで、手続支援を利用可能
- 支援内容は毎年度見直しあり

## プロジェクト計画書作成に関する支援

支援対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業基本法の対象事業者</li> <li>● 自治体</li> <li>● 公益法人（一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等）</li> </ul>
支援条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1事業者当たり1方法論につき1回限り</li> <li>● 方法論あたりのCO2削減・吸収見込量が年平均100t-CO2以上の事業であること</li> </ul>

## 審査費用に関する支援

	妥当性確認（プロジェクト登録に関する審査）	検証（クレジット認証に関する審査）
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 審査（妥当性確認）に係る費用を80%支援</li> <li>● プロジェクト実施者負担額が20万円を超える場合は、20万円を超える分も支援</li> </ul> ※ただし、1件当たりの支援額には上限あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 審査（検証）に係る費用を100%支援</li> </ul> ※ただし、1件当たりの支援額には上限あり
支援対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業基本法の対象事業者</li> <li>● 自治体</li> <li>● 公益法人（一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等）</li> </ul>	
支援回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通常型：1事業者当たり同一年度内に2回まで</li> <li>● プログラム型：1運営・管理者当たり同一年度内に2回まで</li> </ul> ※ただし、同じ方法論で2回受けることは不可。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通常型：1事業当たり2年度内に1回まで</li> <li>● プログラム型：1事業当たり同一年度内に1回まで</li> </ul>
支援条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● CO2削減・吸収見込量が年平均100t-CO2以上の事業であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認証申請当たりのCO2排出削減・吸収量が100t-CO2以上であること。</li> </ul>

※審査費用支援の執行額が予算上限額に達した場合、年度途中で受付を終了する場合あり

# 方法論一覽

- 方法論とは、温室効果ガスを削減する技術や方法ごとに排出削減算定方法やモニタリング方法等を規定したもので、現在、61の方法論を承認（2021年8月時点）。

- ・ 内訳：省エネルギー等39、再生可能エネルギー 9、工業プロセス5、農業4、廃棄物 2、森林 2

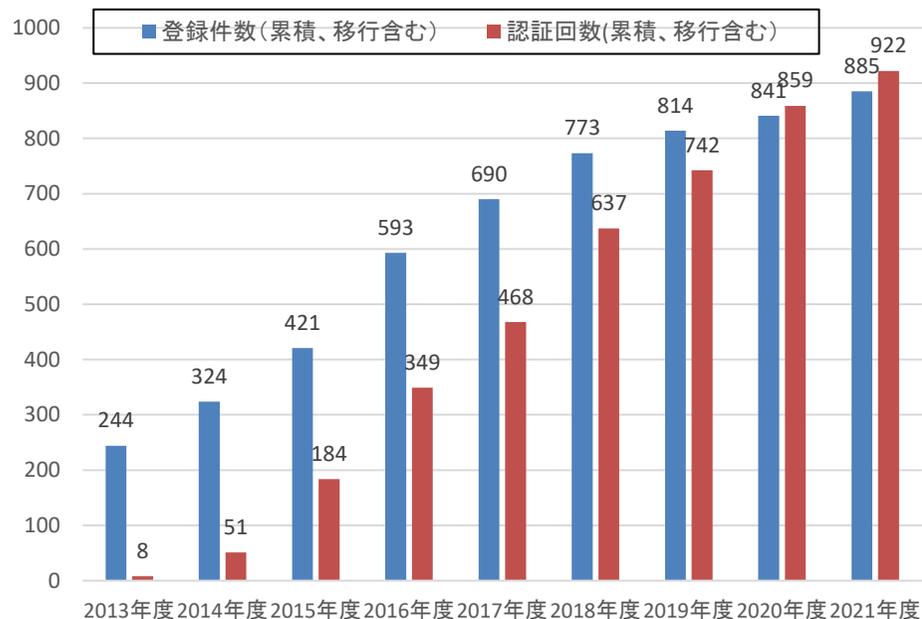
分類	方法論名称	分類	方法論名称	分類	方法論名称
省エネルギー等	ボイラーの導入	省エネルギー等	自家発電機の導入	再生可能エネルギー	水力発電設備の導入
	ヒートポンプの導入		屋上緑化による空調に用いるエネルギー消費削減		バイオガス(嫌気性発酵によるメタンガス)による化石燃料又は系統電力の代替
	空調設備の導入		ハイブリッド式建設機械・産業車両への更新		風力発電設備の導入
	ポンプ・ファン類への間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御の導入		天然ガス自動車の導入		再生可能エネルギー熱を利用する発電設備の導入
	照明設備の導入		印刷機の更新		マグネシウム溶解鑄造用カバーガスの変更
	コージェネレーションの導入		サーバー設備の更新	工業プロセス	麻醉用N2Oガス回収・分解システムの導入
	変圧器の更新		節水型水まわり住宅設備の導入		液晶TFTアレイ工程におけるSF6からCOF2への使用ガス代替
	外部の効率のよい熱源設備を有する事業者からの熱供給への切替え		外部データセンターへのサーバー設備移設による空調設備の効率化		温室効果ガス不使用絶縁開閉装置等の導入
	未利用廃熱の発電利用		エコドライブ支援機能を有するカーナビゲーションシステムの導入及び利用		機器のメンテナンス等で使用されるダストブロワー缶製品の温室効果ガス削減
	未利用廃熱の熱源利用		海上コンテナの陸上輸送の効率化		豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌
	電気自動車		下水汚泥脱水機の更新による汚泥処理プロセスに用いる化石燃料消費削減	農業	家畜排せつ物管理方法の変更
	又はプラグインハイブリッド自動車の導入		共同配送への変更		茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥
	ITを活用したプロパンガスの配送効率化		冷媒処理施設の導入		バイオ炭の農地施用
	ITを活用した検針活動の削減		省エネルギー住宅の新築又は省エネルギー住宅への改修		廃棄物
	自動販売機の導入		ポルトランドセメント配合量の少ないコンクリートの打設	食品廃棄物等の埋立から堆肥化への処分方法の変更	
	冷凍・冷蔵設備の導入		園芸用施設における炭酸ガス施用システムの導入	森林	森林経営活動
	ロールアイロナーの更新		バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替		植林活動
	LNG燃料船・電動式船舶の導入		太陽光発電設備の導入		
	廃棄物由来燃料による化石燃料又は系統電力の代替		再生可能エネルギー熱を利用する熱源設備の導入		
ポンプ・ファン類の更新	バイオ液体燃料(BDF・バイオエタノール・バイオオイル)による化石燃料又は系統電力の代替				
電動式建設機械・産業車両への更新	バイオマス固形燃料(廃棄物由来バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替				
生産設備(工作機械、プレス機械、射出成型機、ダイカストマシン、工業炉又は乾燥設備)の更新					
ドライブを支援する					
デジタルタコグラフ等装置の導入及び利用					
テレビジョン受信機の更新					

# J-クレジット制度 登録件数・認証回数 と 認証量 の状況

- プロジェクトの登録件数は885件。
- 認証回数は922回で、認証量は約717万t-CO<sub>2</sub>。

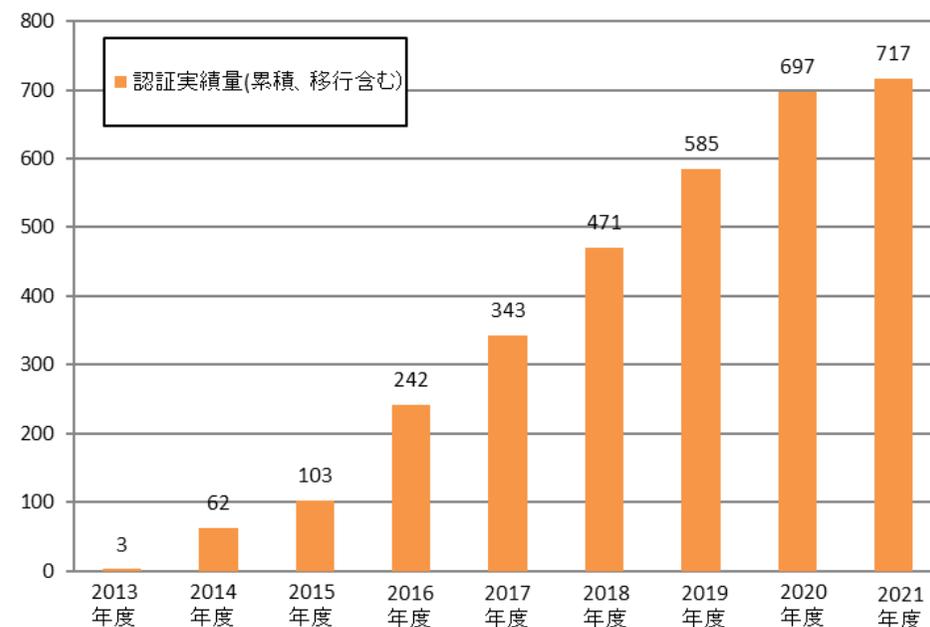
## プロジェクト登録件数・クレジット認証回数の推移（累積）

(件、回)



## <クレジット認証量の推移>

(万t-CO<sub>2</sub>)



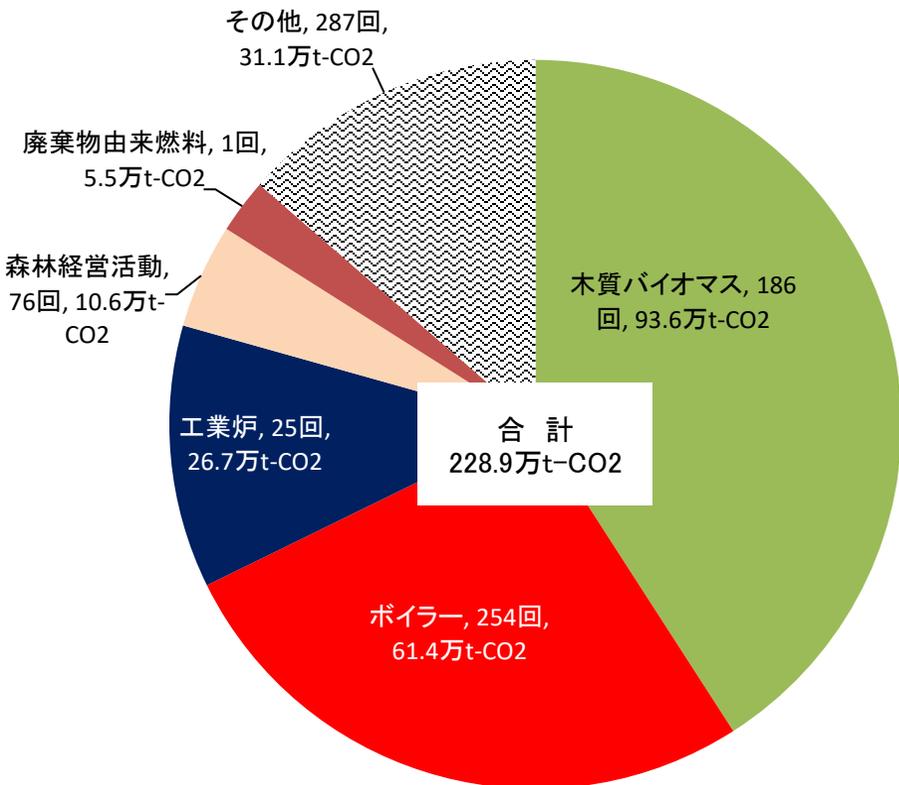
※各グラフの値は旧制度からの移行分を含む。

2022年1月13日時点の実績

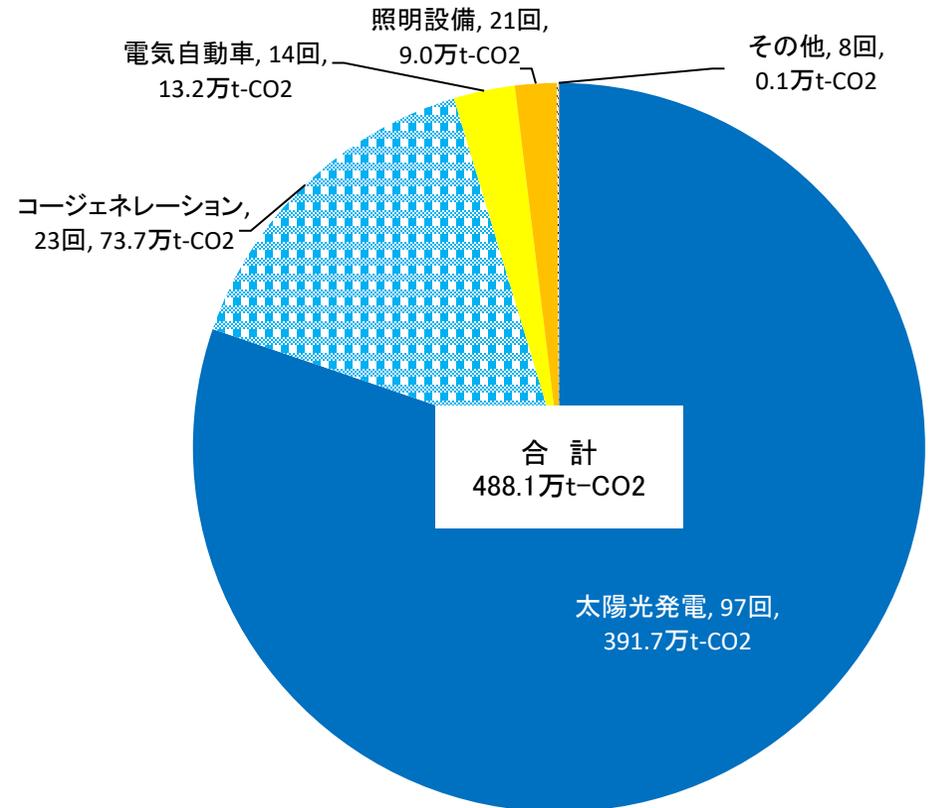
# 認証量 ・ 認証クレジットの方法論別内訳 (移行含む)

- クレジット認証は太陽光発電、木質バイオマス、コージェネレーション、ボイラーを中心に行われている。

適用方法論分類 (通常型)



適用方法論分類 (プログラム型)



2022年1月13日時点の実績

# 1. カーボンニュートラルを巡る動向とカーボンプライシング

## 2. J-クレジット制度の概要

- ① クレジットの創出
- ② **クレジットの売買**
- ③ クレジットの活用（使用）
- ④ クレジットの活性化
- ⑤ 方法論AG-004「バイオ炭の農地施用」

## 3. GXリーグ基本構想

# クレジットの売買について

- クレジットは、「①相対取引」と「②入札販売」の2つの方法がある
  - ・ 相対取引：制度HPに売り出しクレジットを掲載 または 仲介事業者を利用  
↓（掲載後6か月以上経過しても取引が成立しない場合）
  - ・ 入札販売：政府保有クレジットと合わせて、入札を実施

## ① 相対取引

### ■ 仲介事業者を利用する場合



- ・ 仲介事業者\*を介した相対取引（売買仲介）でクレジットの売買価格と売買量を決めます。

\*J-クレジット・プロバイダー等

### ■ J-クレジット制度HPを利用する場合



- ・ 売りたい方と買いたい方との相対取引で、クレジットの売買価格と売買量を決めます。

## ② 入札販売

J-クレジット制度HP「売り出しクレジット一覧」へ掲載後、6か月以上取引が成立していない場合、希望者は入札販売の対象となります。



- ・ クレジットの売買価格と売買量は、落札によって確定します。
- ・ 販売クレジットは、政府保有クレジット分を含めて実施します。



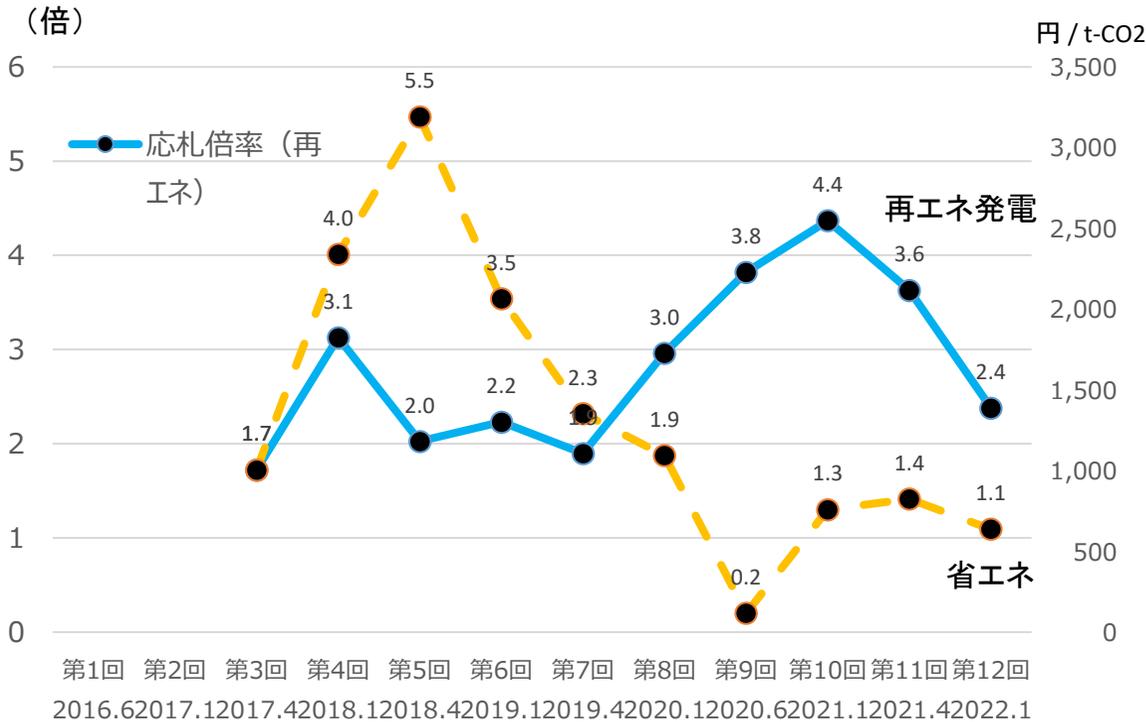
クレジットの**落札価格**は、「J-クレジット制度HP」に掲載の入札販売のページをご参照ください。  
<https://japancredit.go.jp/tender/>



# 入札販売の動向

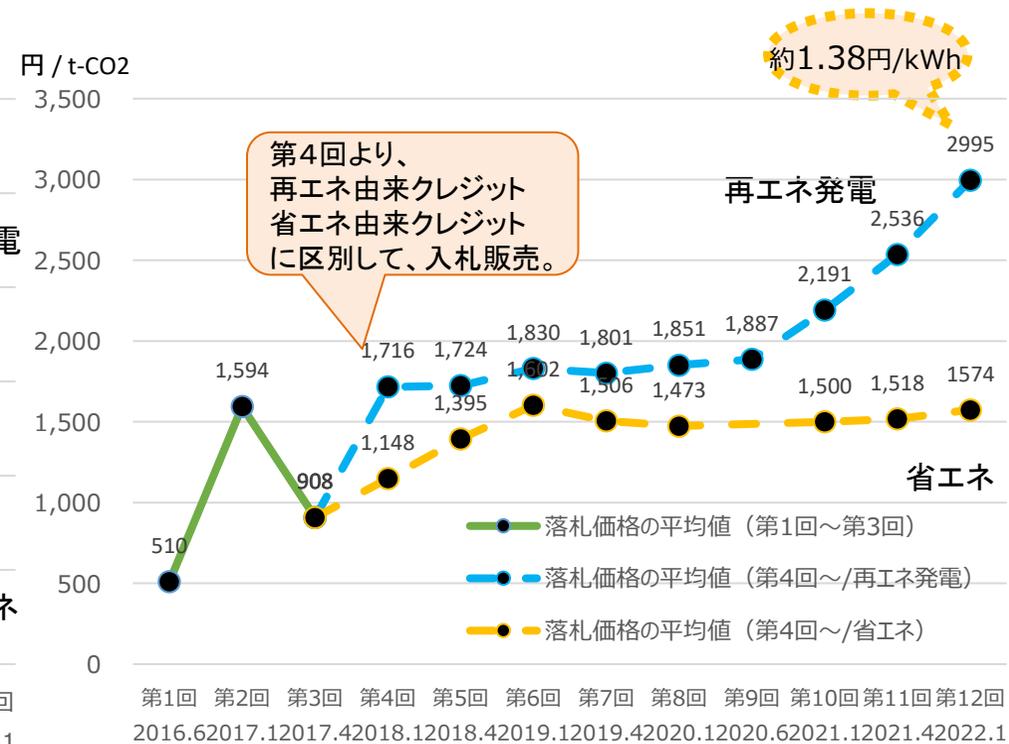
- 2021年1月実施の第12回J-クレジット入札販売では、35万t-CO<sub>2</sub>の販売量に対し、約70万t-CO<sub>2</sub>の入札。第3回から落札加重平均販売価格は上昇傾向。
- J-クレジット入札販売の推移から、クレジットの需要が高まっていることが分かる。

## 販売量及び超過入札量の推移 (応札倍率)



※第1回、第2回の入札量は非公表

## 平均落札価格の推移



※入札の詳細について、制度事務局HPをご覧ください。

# 1. カーボンニュートラルを巡る動向とカーボンプライシング

## 2. J-クレジット制度の概要

- ① クレジットの創出
- ② クレジットの売買
- ③ **クレジットの活用（使用）**
- ④ クレジットの活性化
- ⑤ 方法論AG-004「バイオ炭の農地施用」

## 3. GXリーグ基本構想

# クレジットの活用

- J-クレジットは国内の法制度への報告、海外イニシアチブへの報告、企業の自主的な取組み等、様々な用途への活用が可能。近年、活用量・需要規模が大きいのは「小売電気事業者の排出係数の調整」と「CDP及びRE100への報告」。
  - 温室効果ガス排出の削減や再エネ電力の調達について、自社の努力だけでは賄うことができない部分をJ-クレジットを活用してカバーすることが可能。

## <国内の法制度への報告>

**温対法**  
温対法の調整後温室効果ガス排出量や、調整後排出係数の報告に利用可能です

**省エネ法**  
省エネ法の共同省エネルギー事業の報告に利用可能です

温対法・省エネ法での活用

この図は、国内の法制度への報告に関する情報を提供しています。左側には「温対法」の調整後温室効果ガス排出量や調整後排出係数の報告に利用可能であることが示されています。右側には「省エネ法」の共同省エネルギー事業の報告に利用可能であることが示されています。中央には「温対法・省エネ法での活用」というテキストがあり、その下に太陽光パネル、風車、水車などの再生エネルギーのアイコンが並んでいます。

## <海外イニシアチブへの報告 (CDP)>

再エネ発電由来のJ-クレジットは  
CDP質問書に再エネ調達量として報告できます

CDP質問書での報告

この図は、海外イニシアチブへの報告（CDP）に関する情報を提供しています。中央には「再エネ発電由来のJ-クレジットは CDP質問書に再エネ調達量として報告できます」というテキストがあり、その下に再生エネルギーのアイコンが並んでいます。右側には「CDP質問書での報告」というテキストがあり、その下にCDPのロゴと再生エネルギーのアイコンが並んでいます。

## <企業の自主的な取組み>

どうしても出てしまうCO<sub>2</sub>の分、

CO<sub>2</sub>を削減する取組を応援します

この図は、企業の自主的な取組みに関する情報を提供しています。中央には地球のアイコンがあり、その下に「CO<sub>2</sub>を削減する取組を応援します」というテキストがあります。左側には「どうしても出てしまうCO<sub>2</sub>の分、」というテキストがあり、その下にCO<sub>2</sub>の排出を示すアイコンが並んでいます。右側には再生エネルギーのアイコンが並んでいます。

## <海外イニシアチブへの報告 (RE100)>

RE 100 再エネ発電由来のJ-クレジットは  
RE100達成のために再エネ調達量として報告できます

この図は、海外イニシアチブへの報告（RE100）に関する情報を提供しています。中央には「RE 100 再エネ発電由来のJ-クレジットは RE100達成のために再エネ調達量として報告できます」というテキストがあり、その下に再生エネルギーのアイコンが並んでいます。

# 【参考】クレジット種類による活用方法の制限

- 活用方法によっては、使用できるクレジットの種類が限られており、注意が必要。

用途	J-クレジットの種別				
	再エネ発電	再エネ熱	省エネ	森林吸収	工業プロセス、農業、廃棄物
温対法での報告 (排出量・排出係数調整)	○	○	○	○	○
省エネ法での報告 (共同省エネルギー事業に限る)	×	×	○※1	×	×
カーボンオフセット	○	○	○	○	○
CDP質問書・SBTへの報告	○※1※2	○※1※3	×	×	×
RE100達成のための報告	○※1※2※5	×	×	×	×
SHIFT・ASSET事業の目標達成	○	○	○	○	○
経団連カーボンニュートラル 行動計画の目標達成	△※6	△※6	△※6	○	△※6

※1 報告可能な値はプロジェクトごと、認証回ごとに異なる。

※2 他者から供給された電力（Scope2）に対して、再エネ電力由来のJ-クレジットを再エネ調達量として報告可能。

※3 他者から供給された熱（Scope2）に対して、再エネ熱由来のJ-クレジットを再エネ調達量として報告可能。

※4 CDP気候変動質問書2021の設問C11.2にのみ、報告対象期間内の創出・購入量を報告可能。

※5 2021年8月のRE100の基準引き上げによる変化点

・自家発電した電力（Scope1）には再エネJクレ使用不可。

・Scope2の電力供給のうち、工場敷地内（オフグリッド内）の別会社が設置した発電設備由来の電力（Scope2）に対して再エネJクレ使用不可。

※6 経団連カーボンニュートラル行動計画に参加している事業者が創出したクレジットは対象外。制度記号が「JCL」のクレジットが使用可能。

※7 本表では、更新時点で事務局が調査した結果を整理しております。活用先のルール変更等により取り扱いが異なる場合がありますので、実際の活用におかれましては、必要に応じて各活用先の最新情報をご確認ください。

# 1. カーボンニュートラルを巡る動向とカーボンプライシング

## 2. J-クレジット制度の概要

- ① クレジットの創出
- ② クレジットの売買
- ③ クレジットの活用（使用）
- ④ クレジットの活性化**
- ⑤ 方法論AG-004「バイオ炭の農地施用」

## 3. GXリーグ基本構想

# J-クレジット活性化策

- CN達成に向けて、代替技術が実装するまでの移行期では、クレジットでCO2排出量を調整する動きが加速。クレジット創出・購入側のニーズを満たすJ-クレジット活性化策が必要。

## 1. 供給・需要の拡大

### (1) 保有している環境価値の顕在化

- **森林** 全国の森林整備法人等への制度活用の働きかけ  
森林由来クレジットのモニタリング簡素化等の制度改善。(改定済み)
- **中小企業等** 省エネ設備導入時などに生じたクレジット創出機会の顕在化。周知による積み上げ
- **補助金由来** 国・自治体の補助金事業（特に個人・中小企業向け）の環境価値をJ-クレジットとして取込

### (2) 新たな技術によるCO2削減の取込

- **水素、アンモニア、CCUS等** J-クレジット運営委員会で新規技術の方法論策定を議論して運用を検討

### (3) オフセットでの活用による需要拡大

- **企業、政府、自治体** J-クレジットを活用したカーボン・オフセットの取組を推進し、需要を拡大

## 2. 制度環境整備

### (1) 持続性の確保

2050CN実現に向けて、必要な制度としての位置づけを明確化（改定済み）

### (2) 利便性確保のためのデジタル化推進

クレジット創出・活用に関する各種プロセス・及び各種申請手続きを電子化することによる効率化

### (3) 非化石証書等の他の類似制度との連携

### (4) 自治体との連携

ゼロカーボンシティや「地域循環共生圏」の実現に向け、域内での炭素価値の率先した需要だけでなく、森林や補助金事業等を通じた供給者としても、自治体の役割は大きい

## 1. 実施要綱の改定

### ➤ J-クレジット制度は2030年度以降も続きます！

2050年カーボンニュートラルに向けて2030年度以降もJ-クレジット制度は必要な制度であり、認証対象期間の終了日は「認証対象期間の開始日から8年を経過する日」のみとします。

### ➤ 審査対応を改善します！

工業プロセス分野・農業分野のプロジェクトを審査できる機関を暫定的に拡充します。



### ➤ J-クレジット制度を改善しやすくします！

従来からの運営委員会の開催方式（年2回程度）に加えて、必要に応じて書面開催し、迅速に制度文書を改定できるようにします。

## 2. 供給拡大に向けたプログラム型プロジェクト\*の大括り化

### ➤ 太陽光発電の自家消費を促進します！

①太陽光発電方法論、②EV/PHV方法論、③ヒートポンプ方法論（貯湯槽付設備の場合のみ）について、1つのプログラム型プロジェクトで、①/①+②/①+③/①+②+③の4パターンの取りまとめが可能になります。



### ➤ 分散型電源を促進します！

①太陽光発電方法論、④コージェネレーション方法論について、1つのプログラム型プロジェクトで、①/①+④/④の3パターンの取りまとめが可能になります。



### ➤ 方法論を統合します！

工業生産設備の方法論（生産設備/工業炉/乾燥設備）を統合して、1つのプログラム型プロジェクトで取りまとめられるようにします。また、新たに、ダイカストマシンを生産設備方法論の対象設備に加えます。

\*プログラム型プロジェクトとは！？

→ 個人や中小企業等の小規模なCO2削減活動を取りまとめるプロジェクトです。

## 3. 森林吸収・炭素除去系クレジットの活性化

### ➤ レーザ測定で森林管理プロジェクトのモニタリングができるようになります！

森林内での実踏調査によるモニタリングに代えて、航空機（ドローン、ヘリコプターを含む）を活用したリモートセンシングでもモニタリングをできるようにすることで、負担を軽減します。

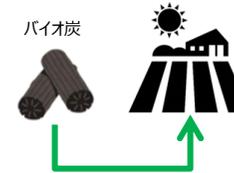
### ➤ 伐採率にあわせた排出量算定ができるようになります！

皆伐・択伐・更新伐等、伐採率の違いを考慮した排出量算定ができるようになります。



### ➤ バイオ炭の農地施用にかかる方法論の認証対象期間の考え方を明確化します！

バイオ炭は一度の施用で排出削減活動が完結するため、「登録申請の2年前の日以降に実施された活動」という要件のみとし、認証対象期間は設定しません。



### <参考>

➤ J-クレジット制度運営委員会

[https://japancredit.go.jp/steering\\_committee/](https://japancredit.go.jp/steering_committee/)

➤ J-クレジット制度HP

<https://japancredit.go.jp/>



## 1. 方法論の改定

J-クレジットを創出したい!というご要望にお応えして、方法論を見直します!

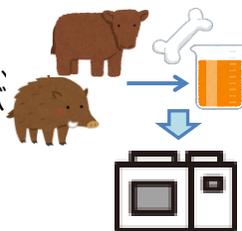
### ▶ エコドライブでデジタコからクレジット創出できます!

タコグラフ装着義務のある車両でも、より低燃費な運転を促し排出量を削減できるデジタコに更新することで、プロジェクト登録できます。(方法論 EN-S-023)



### ▶ バイオ液体燃料の対象が広がります!

これまでのバイオオイル対象である、BDF、バイオエタノール、魚油、魚油精製・利用過程での未利用副生成物由来バイオオイルに加えて、新たに『骨油等(動物の骨から抽出した油脂)』をバイオ液体燃料に含めます。



(方法論 EN-R-004)

## 2. プログラム型プロジェクト\*1の改善

第23回運営委員会に引き続き、プログラム型プロジェクトを見直します!

### ▶ 共通属性を簡素化します!

取りまとめる削減活動すべてに共通しなければいけない属性を一部簡素化します。これまで、燃料供給による削減活動と設備供給による削減活動は異なる属性でしたが、1つのプログラム型プロジェクトにまとめることができます。

### ▶ 会員入会時にポジティブリスト\*2を反映します!

新規会員入会時には、最新版のポジティブリストを参照します。(方法論は計画書登録時の適用版に基づきます)



\*1:個人や中小企業等の小規模なCO2削減活動を取りまとめるプロジェクト

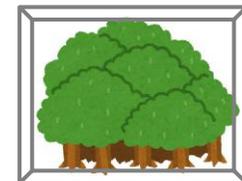
\*2:毎年度見直しを実施する追加性評価が不要な活動をまとめたリスト

## 3. 森林吸収クレジットの活性化

吸収・除去系クレジットの注目度は高いです!

### ▶ モニタリング対象森林の写真撮影に係る規定を緩和します!

クレジット認証申請に必要なモニタリング対象森林の写真撮影について、撮影地点の指定の廃止や、検証ごとの撮影から認証対象期間中に1回とするなど簡素化します。



### ▶ カーボンニュートラル行動計画に森林吸収クレジットが使えます!

経団連カーボンニュートラル行動計画では、これまで排出削減プロジェクト由来J-クレジットのみが活用できましたが、活用可能なクレジットに新たに森林吸収クレジットが加わります。(排出削減クレジットは、経団連カーボンニュートラル行動計画・非参加者が創出したクレジットのみ活用可)

### <参考>



#### 第12回 入札販売のご案内

- ・入札期間：2022年1月12日(水)～1月19日(水)
- ・販売予定量：再エネ発電25万トン、省エネ他10万トン
- ・<https://japancredit.go.jp/tender/>

#### J-クレジット制度運営委員会

[https://japancredit.go.jp/steering\\_committee/](https://japancredit.go.jp/steering_committee/)



# 1. カーボンニュートラルを巡る動向とカーボンプライシング

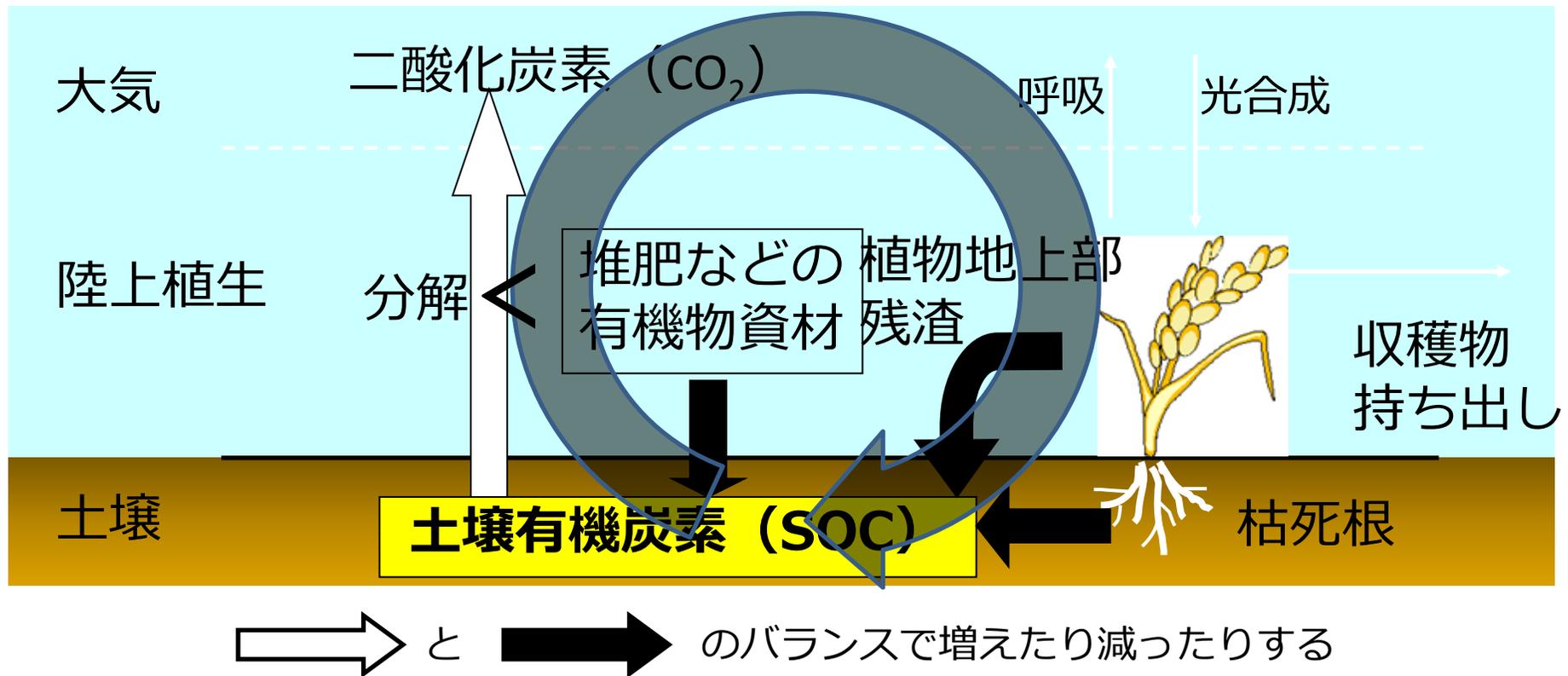
## 2. J-クレジット制度の概要

- ① クレジットの創出
- ② クレジットの売買
- ③ クレジットの活用（使用）
- ④ クレジットの活性化
- ⑤ **方法論AG-004「バイオ炭の農地施用」**

## 3. GXリーグ基本構想

# バイオ炭と土壌炭素貯留

- 堆肥など土壌への炭素の供給量がその分解量を上回れば、土壌炭素が増える。栽培されている作物の炭素量は変わらないと仮定すれば、**土壌有機炭素が増えた分は、大気中のCO<sub>2</sub>が吸収されたと考えることが可能。**
- バイオ炭中の炭素は難分解性であり、農地への施用により、炭素が土壌中に貯留。



# IPCC国別温室効果ガスインベントリガイドラインへの追加

- 2019年5月の第49回気候変動に関する政府間パネル（IPCC）総会にて承認された「2019年改良IPCCガイドライン」※に、農地・草地土壌へのバイオ炭投入に伴う炭素固定量の算定方法が追加。

※2006年IPCC国別温室効果ガスインベントリガイドラインの2019年改良

- これを受け、2020年の我が国の温室効果ガスインベントリから、バイオ炭の農地施用に伴う炭素貯留量の算定・報告を開始。
- 2019年度のバイオ炭の炭素貯留効果による排出削減量は、約5,560トン-CO<sub>2</sub>。



■ バイオ炭（竹炭）



■ バイオ炭を施用した農地

# J-クレジット制度における「バイオ炭の農地施用」について

- 2020年9月、温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証するJ-クレジット制度において、「バイオ炭の農地施用」を対象とした方法論が策定。本方法論は、バイオ炭を農地土壌へ施用することで、難分解性の炭素を土壌に貯留する活動を対象。
- 「バイオ炭」とは、「燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350℃超の温度でバイオマスを加熱して作られる固形物」と定義（2019年改良IPCCガイドラインに基づく）。

## 【方法論のイメージ】



# J-クレジット制度の対象とするバイオ炭の種類について

- 2020年の我が国の温室効果ガスインベントリの算定対象とされた、木竹由来の「白炭、黒炭、竹炭、粉炭、オガ炭」の5種に加え、この5種以外を原料とするその他のバイオ炭についても保守的な係数を設定することで対象とした。

## ■ インベントリ報告書の算定対象とされたバイオ炭

白炭



黒炭



オガ炭※



粉炭



竹炭



## ■ 本方法論で対象とするその他のバイオ炭※

- 家畜ふん尿由来(鶏ふん炭など)
- 草本由来
- もみ殻・稲わら由来 (もみ殻くん炭など)
- 木の実由来
- 製紙汚泥・下水汚泥由来

※2019年改良 IPCC ガイドラインにおいて、係数が提示されている種類

※オガ炭は、鋸屑・樹皮を原料としたオガライトを炭化したもの。

## 1. バイオ炭の施用に係る条件

**条件 1** : バイオ炭を、農地法第 2 条に定める「農地」又は「採草放牧地」における鉍質の土壤に施用すること。

## 2. バイオ炭の製造・品質に係る条件

**条件 2** : 燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350℃超の温度で焼成されていること。

**条件 3** : バイオ炭の原料は、国内産のものであること。

**条件 4** : バイオ炭の原料は、未利用の間伐材など他に利用用途がないものであること。  
(燃料用炭の副生物も条件を満たす)

**条件 5** : バイオ炭の原料には、塗料、接着剤等が含まれていないこと。

# 炭素貯留量（クレジット量）の算定方法について（その1）

- バイオ炭の炭素貯留量の算定式

$$\text{炭素貯留量} = \text{①プロジェクト実施後のCO2貯留量} - \text{②プロジェクト実施によるCO2排出量}$$

※ベースラインのCO2貯留量は、農地にバイオ炭が施用されなかった場合の貯留量とし、0とする。

- ①プロジェクト実施後のCO2貯留量及び②プロジェクト実施によるCO2排出量は、それぞれ以下のとおり算定。

## ①プロジェクト実施後のCO2貯留量

$$= \text{土壤に投入されたバイオ炭の量 (t)} \times \text{炭素含有率} \times \text{100年後の炭素残存率} \times 44/12$$

投入後100年間に  
分解・排出される炭素  
量を差し引くもの

## ②プロジェクト実施によるCO2排出量

- ・バイオ炭原料やバイオ炭の運搬等により排出されるCO2

# 炭素貯留量（クレジット量）の算定方法について（その2）

- バイオ炭の種類ごとに参照する「炭素含有率」と「100年後の炭素残存率」

分類	種類/原料※1	炭素含有率	100年後の炭素残存率
インベントリ報告書 算定対象のバイオ炭	白炭	0.77	0.89
	黒炭		
	オガ炭		
	粉炭		
	竹炭	0.436（炭素含有率と炭素残存率を包含した値に対応）	0.80
自家製造品等その 他のバイオ炭※2	家畜ふん尿由来	0.38（熱分解）/0.09（ガス化）	0.65
	木材由来	0.77（熱分解）/0.52（ガス化）	
	草本由来	0.65（熱分解）/0.28（ガス化）	
	もみ殻・稲わら由来	0.49（熱分解）/0.13（ガス化）	
	木の実由来	0.74（熱分解）/0.40（ガス化）	
	製紙汚泥・下水汚泥由来	0.35（熱分解）/0.07（ガス化）	

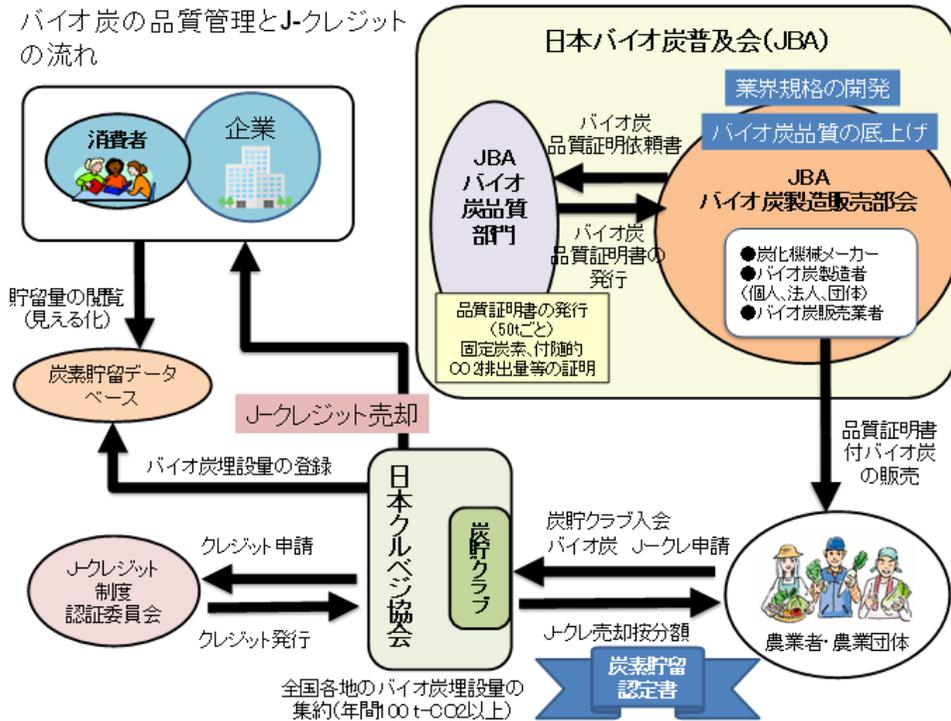
※1：複数の種類のバイオ炭が混在している場合には、最も小さい値を使用する。

※2：インベントリ報告書の算定対象である種類のバイオ炭であっても、必要な証跡が揃っていない場合、又はバイオ炭の種類を特定できる情報が取得できない場合はこちらを参照。

（出所）「日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2020年4月」、「2019年改良IPCCガイドライン Table 4.2」

# 「バイオ炭の農地施用」の方法論を活用したプロジェクト登録案件について

- 2022年1月に開催されたJ-クレジット制度認証委員会において、バイオ炭の農地施用の方法論を活用した初めてのプロジェクト登録案件が承認。
- プロジェクトの形態は、複数の削減活動を取りまとめて1つのプロジェクトとして登録する「プログラム型」プロジェクトであり、全国を対象としたもの。



バイオ炭品質証明書

〇〇製炭 殿

2021年〇〇月〇〇日受領のバイオ炭(受付番号:〇〇〇〇)について  
日本バイオ炭普及会バイオ炭規格に則り  
その品質は下記のとおりであることを証明する。

2021年〇〇月〇〇日  
日本バイオ炭普及会  
品質部門長 沖森 泰行

- 1) バイオ炭製造場所: 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
- 2) バイオ炭製造方法: 〇〇〇
- 3) バイオ炭原料: 未利用間伐材
- 4) 品質証明対象数量: 〇〇トン (〇〇〇m<sup>3</sup>)
- 5) 品質有効期限: 発行日より1年(発行日を含む)
- 6) 品質測定事項

測定項目	単位	測定結果
かさ密度	g/ cf	〇〇〇g/ cf
水分(乾乾ベース)	%	〇〇.〇%
灰分(乾乾ベース)	%	〇〇.〇%
揮発分(乾乾ベース)	%	〇〇.〇%
難分解性炭素分(乾乾ベース)	%	〇〇.〇%
難分解性炭素分(速燃ベース)	%	〇〇.〇%
付随的CO <sub>2</sub> 排出量	CO <sub>2</sub> g/kg	〇〇〇CO <sub>2</sub> g/kg

※難分解性炭素質量換算係数: 〇〇.〇kg/ m<sup>3</sup>  
CO<sub>2</sub>質量換算係数: 〇〇

なお、上記、書式製品の品質証明は書式サンプルと書式提供情報から、実態及び算出たもので、書式製品の品質は書式の責任に帰することと申し添えます。

(資料) 第24回J-クレジット制度運営委員会資料より作成

(元資料) 一般社団法人 日本クルベジ協会提供資料



## ●J-クレジット制度 全般に関するお問合せ●

### J-クレジット制度事務局

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 環境エネルギー第2部

TEL : 03-5281-7588

(制度全般) E-mail : [help@jcre.jp](mailto:help@jcre.jp)

(登録簿関係) E-mail : [registry@jcre.jp](mailto:registry@jcre.jp)

受付時間 : 平日 (月～金) 9:30～12:00 / 13:00～17:30

HP : <https://japancredit.go.jp/>

制度の最新情報・クレジット創出支援内・クレジット創出事例・クレジット活用事例  
など情報豊富です。

1. カーボンニュートラルを巡る動向とカーボンプライシング

2. J-クレジット制度の概要

**3. GXリーグ基本構想**

# GXリーグ基本構想への 賛同企業募集について

# GXとは

「グリーントランスフォーメーション」の略。

2050年カーボンニュートラルや、2030年の国としての温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組を経済の成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現に向けて、**経済社会システム全体の変革**がGXです。

# GXリーグはGX企業が産官学と協働する場。

2050年カーボンニュートラル実現と社会変革を見据えて、GXへの挑戦を行い、現在および未来社会における持続的な成長実現を目指す企業が同様の取組を行う企業群や官・学と共に協働する場が、GXリーグです。

# GXリーグが目指すもの

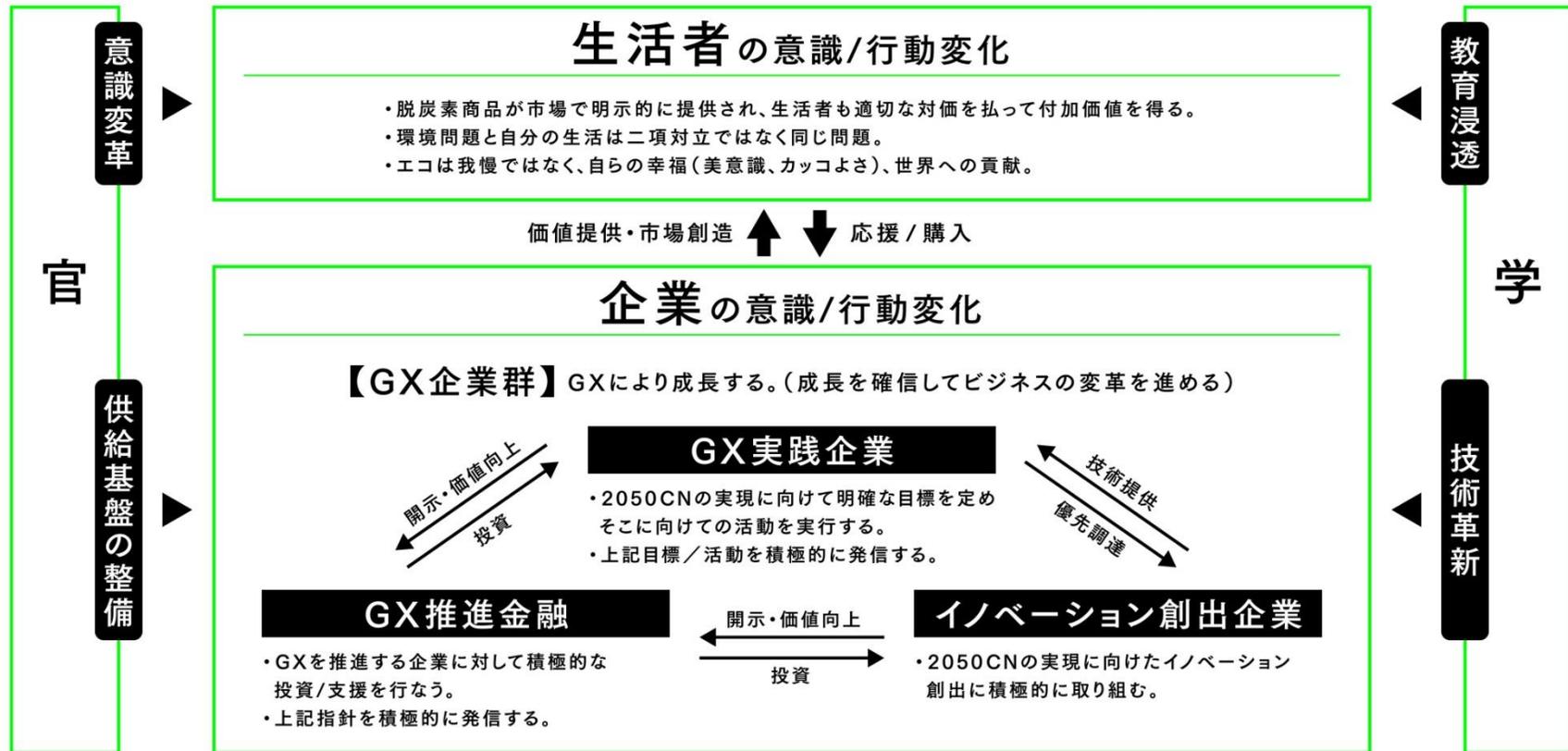
GXへの挑戦を行う企業が、排出量削減に貢献しつつ、外部から正しく評価され成長できる社会（経済と環境および社会の好循環）を目指します。

# GXリーグのコンセプトは「リーダーシップ」

GXリーグが目指す好循環には多くの企業による自発的・能動的な未来社会への行動、「GXへのリーダーシップ」が必要です。GXリーグは、リーダーシップを持って2050年のあるべき社会をリードする未来企業の集合体を目指します。

# GXリーグが目指す世界観

GXは社会変革であり、企業自らの挑戦と共に、社会全体のビジネスルールや生活者意識の変革を必要とします。そのため、GXリーグでは、GXに自ら取り組む企業群と官・学が連携し、2050年の未来社会像および、そこに至る道筋と課題を共有しながら、市場ルールの形成、生活者意識への働きかけなどを行い、GX実現に必要な市場環境、情報資源、人的ネットワーク、社会機運を創出・整備し、GX企業自らの挑戦と成長をサポートします。



# GXリーグ基本構想への賛同企業を 2022年 3月31日まで 募集しています。

未来へのリーダーシップを持ち、  
GXによる自社の成長を志し、2050年の未来社会をリードする企業を募集しています。

2022年度、GXリーグでは、賛同企業と共に  
「未来社会像対話」「市場ルール形成」「自主的な排出量取引」という3つの場の構築を行います。

2023年度以降、これらの3つの場を通じた  
アカデミア、金融界、他企業、政府との連携・協働を通じて、GX社会の実現を目指します。

賛同方法は以下詳細URLをご覧ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/global\\_warming/GX-league/gx-league.html](https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/GX-league/gx-league.html)

# GXリーグが提供する3つの場

以下の3つの場を通じて「**先駆的取組を主導する事業者間での対話を通じた政策形成**」という新たな手法へのチャレンジを共に行います。

## ① 未来社会像対話の場

2050年カーボンニュートラルの**サステイナブルな未来像を議論・創造する場**

産官学民の幅広いステークホルダーが、ワーキンググループを構成して、未来像とそこに向けた経済社会システムの移行像を示す。  
(例：生活者視点のサステイナブルな経済社会システムのあり方、2050CN時代の企業の役割 等)

## ② 市場ルール形成の場

カーボンニュートラル時代の**市場創造やルールメイキングを議論する場**

上記未来像を踏まえ、新たなビジネスモデルを検討し、市場創造のためのルール作りを行う。  
(例：CO2ゼロ商品の認証制度 等)

## ③ 自主的な排出量取引の場

カーボンニュートラルに向けて掲げた目標に向けて**自主的な排出量取引を行う場**

高い排出量削減目標を自主的に掲げ、その達成に向けた取組の推進・開示と、  
**カーボン・クレジット市場**を通じた自主的な排出量取引を行う。

**ご静聴ありがとうございました**